

社会福祉法人旭川荘
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川荘（以下「法人」という。）の定款第9条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、法人の就業規則第15条第1項に定める勤務時間の4分の3以上を勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬、賞与、通勤手当及び退職手当を支給する。また、非常勤役員及び評議員には、報酬を支給する。
- 3 常勤の理事が法人の職員を兼ね、法人の職員給与規程又は嘱託職員規程に基づく給与等が支給される場合、報酬等は支給しない。

(報酬等の決定)

第4条 各理事に支払う前条第2項に定める報酬、賞与、通勤手当及び退職手当の額は、評議員会が定める総額の範囲内でなければならない。

- 2 各監事に支払う報酬、賞与、通勤手当及び退職手当の額は、評議員会が定める総額の範囲内でなければならない。
- 3 各評議員に支払う報酬の額は、定款第9条に定める総額の範囲内でなければならない。

(報酬等の算定方法)

第5条 各常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、別表第1に定める年俸額の範囲内で、理事会の議決を得て定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額の16分の12
- (2) 賞与については、別表第1に定める額の16分の4
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第14条に定める額
- (4) 退職手当については、別表第2に定める算定式により算出される額

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期及び支給額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、毎月25日に年額の16分の1の額を支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、職員給与規程第7条に準じて支給する。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月に年額の16分の2の額を支給する。支給時期は、職員給与規程第22条に準じるものとする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、6か月以内に支給する。

2 新たに常勤役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

3 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、月の中途における就任、退任、又は解任の場合であって、その月に法人の職員給与規程又は嘱託職員規程に基づく給与が支給される場合、報酬は支給しない。

5 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等、法人の運営のための業務に当たった都度、支給する。

6 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

7 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合は、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第7条 常勤役員が出張したときは、職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 常勤役員が職務遂行に当たり旅費以外の費用を要したときは、当該費用を支給する。

3 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したとき、又は職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則 (29. 6. 14 定時評議員会)

(施行期日)

1 この規程は、評議員会の議決を得た日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 「社会福祉法人旭川荘役員報酬規程」及び「社会福祉法人旭川荘役員及び評議員費用弁償規程」は廃止する。

附 則 (31. 3. 15 理事会)

この規程は、平成 31 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年 10 月 27 日から適用する。

別表第 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	年 俸 (上限額)
理 事 長	年額 16,000 千円
副理事長	年額 14,000 千円
専務理事	年額 12,000 千円
常務理事	年額 11,000 千円
理 事	年額 10,000 千円

別表第 2 (常勤役員の退職手当算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は切り捨てる。また、係数は社会福祉施設職員等退職手当共済制度の支給乗率表に定めるものとする。

別表第 3 (非常勤役員及び評議員の報酬等)

(1) 理事

	1 回当たりの額
理事会等会議への出席	15,000 円

(2) 監事

	1 回当たりの額
理事会等会議への出席	15,000 円

(3) 評議員

	1 回当たりの額
評議員会への出席	15,000 円

※各報酬については、すべて所得税を含む。源泉徴収は、乙欄日額表を適用する。